

「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き（第 25 版）」改正要旨

2020 年 9 月 25 日

認定センター試験認証認定課

1. 改正目的

- ・ IAJapan の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関連する対応方針に基づき、審査の手法に遠隔審査を加えると共に、これに伴う規定の整備を行う。
- ・ 産業標準化法及び JNLA 認定プログラムに基づく審査の電子化を推進するため、規定の整備を行う。
- ・ 認定申請審査業務システムの運用開始及び認定申請審査業務システム使用マニュアル（JNLA）の制定に伴う規定の見直しを行う。
- ・ この他、字句の見直しを行う。

2. 主な内容

- 1) 現地審査を、各種通信手段を用いた手法（遠隔審査）によって実施する場合がある旨を追記
- 2) 紙の申請書類の写し 2 組の提供を要求する規定を削除
- 3) 認定申請審査業務システムによる申請等の受付開始日を削除。当該システム及び認定申請審査業務システム使用マニュアル（JNLA）に関する記載を現状にあわせて修正
- 4) 「JNLA 登録申請に必要な書類」の参照頁を当該文書中の箇条番号に修正